

○厚生労働省告示第二百六十六号

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の十三及び第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が構すべき措置を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日までの間は、第一号ハ中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号」とあるのは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項」とする。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

一 （略）

二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ 銀行等との間において、有料老人ホームの設置者が一時金（老人福祉法施行規則第二十条の五第八号に規定する一時金をいう。以下同じ。）の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額（一時金のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この号において同じ。）に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ロ 有料老人ホームの設置者の親会社であって、—以上の指定格付機関により長期の債務を履行する能力について特定格付が付与されたものとの間において、有料老人ホームの設置者が一時金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

平成23年1月1日
改正
後記参照

ハ 保険事業者との間において、有料老人ホームの設置者が受領した一時金の返還債務の不履行により当該有料老人ホームの入居者に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめ
ることを約する保証保険契約を締結すること。

ニ 民法第三十四条の規定により設立された法人で高齢者の福祉の増進に寄与
することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料
老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための
契約を締結することであって、イからハに掲げる措置に準ずるものとして都
道府県知事が認めるもの。

附則

第一号ロ及び第二号ロの規定は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

（平成23年1月1日改正・追記）

一時金保全措置の方法

○老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（抄）

（届出等）

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七 （略）

2～4 （略）

5 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

6～9 （略）

附 則 （平成一七年六月二九日法律第七七号）（抄）

第十七条 （略）

2 新老人福祉法第二十九条第五項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

○老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）

（法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第二十条の九 法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。

（必要な保全措置）

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第五項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

附則

1～2（略）

3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下この項において「平成十七年改正介護保険法」という。）附則第十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める有料老人ホームは、次のとおりとする。

- 一 平成十七年改正介護保険法の施行の日（次号において「施行日」という。）の前日までに平成十七年改正介護保険法第十条の規定による改正前の老人福祉法（次号において「旧老人福祉法」という。）第二十九条第一項の届出がなされたもの
- 二 旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームでないものであつて、施行日の前日までに事業を開始したもの



老高発0114第1号

平成23年1月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」
の一部改正について

今般、「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年3月31日厚生労働省告示第266号）を一部改正し、平成23年1月1日より施行することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部改正について 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成十八年厚生労働省告示第百六十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置</p> <p>老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の十三の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）であつて、以上の適格格付機関（銀行法第十四条の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下同じ。）により法人等向けエクスポートジャーの信用リスク区分四一及び四一</p>	<p>厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置</p> <p>老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の十三の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）であつて、以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により長期の債務を履行する能力について特定格付（同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付をいう。以下同じ。）が付与されたもの（当該格付が当該親会社の依頼</p>

二の格付（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第三条第四号に規定する法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四一及び四二をいう。

以下同じ。）が付与されたもの（当該格付が当該親会社の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。以下同じ。）との間において、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が前払金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社とその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハ）ホ （略）

二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ （略）

ロ 有料老人ホームの設置者の親会社であつて、以上の適格格付機関により法人等向けエクスポー

により付与され、かつ、公表されている場合に限る。以下同じ。）との間において、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が前払金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハ）ホ （略）

二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ （略）

ロ 有料老人ホームの設置者の親会社であつて、以上の指定格付機関により長期の債務を履行する

ジャーの信用リスク区分四一及び四二の格付が付与されたものとの間において、有料老人ホームの設置者が一時金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社はその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハ）ホ（略）

附則

第一号ロ及び第二号ロの規定は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

能力について特定格付が付与されたものとの間において、有料老人ホームの設置者が一時金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社はその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハ）ホ（略）

厚生労働省告示第四百三十二号

老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三及び第二十條の十の規定に基き、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置(平成十八年厚生労働省告示第百六十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に締結されたこの告示による改正前の同告示第一号及び第二号の規定による契約については、当該契約を締結した認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ)又は有料老人ホームの設置者の親会社に二以上の適格格付機関(銀行法第十四條の二の規定に基き、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下同じ)により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四一及び四二の格付(銀行法第十四條の二の規定に基き、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基き、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成十九年金融庁告示第二十八号)第三条第四号に規定する法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四一及び四二の格付をいう。)が付与されている場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫

平成二十二年十二月二十八日
第一号口中「一以上の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ)により長期の債務を履行する能力について特定格付(同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付をいう。以下同じ)が付与されたものを、一以上の適格格付機関(銀行法第十四條の二の規定に基き、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下同じ)により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四一及び四二の格付(銀行法第十四條の二の規定に基き、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基き、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成十九年金融庁告示第二十八号)第三条第四号に規定する法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四一及び四二の格付をいう。以下同じ)が付与されたものを、一以上の適格格付機関により長期の債務を履行する能力について特定格付」を「一以上の適格格付機関により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四一及び四二の格付」に改める。
第一号の次に次の附則を加える。

附則

第一号口及び第二号口の規定は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

○農林水産省告示第百二十四号
農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第四十三條第二項第四号及び水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)第七十條第二項第四号の規定に基き、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する件を次のように定める。
平成二十二年十二月二十八日
農林水産大臣 鹿野 道彦

農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第四十三條第二項第四号及び水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)第七十條第二項第四号の規定に基き、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する件を次のように定める。
平成二十二年十二月二十八日
農林水産大臣 鹿野 道彦

機関(以下「指定格付機関」という。)を「保険業法施行規則(平成十八年大蔵省令第五号)別表(第五十九條の二)第二項第三号八関係(生命保険会社)保険契約に関する指標等の項第八号又は別表(第五十九條の二)第二項第三号八関係(損害保険会社)保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者(以下「適格格付業者」という。))に改める。
第二十五條第一項第一号イ、第二号及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。
第一條 水産業協同組合法施行規則(平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第一項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関(以下「指定格付機関」という。))を「保険業法施行規則(平成十八年大蔵省令第五号)別表(第五十九條の二)第二項第三号八関係(生命保険会社)保険契約に関する指標等の項第八号又は別表(第五十九條の二)第二項第三号八関係(損害保険会社)保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者(以下「適格格付業者」という。))に改める。
第二十四條第一項第一号イ及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。
この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。
附則
この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十二年十二月二十八日
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 大島 章宏
第三條第一号中「及び金の派生商品並びに」を「金の派生商品及び」に改め、同條第二号中「農林水産物及び」を「及び農林水産物並びに」に改める。
第六條第一項中「含む」及び「を」を含む並びに「に」に改め、関連する原資産の下に「オプション」の行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ)を加え、同條第二号(注一)中、「数値」を「若しくは数値」に改め、同條(注三)中「に掲げる表の」を「の表に掲げる」に改め、同條第三項中「これを」を「これを」に改める。
第九條第一項第二号中「の上欄」及び「の下欄」を削り、同條(注二)中「及び有価証券その他の物並びに」を「有価証券その他の物及び」に「除く」及び「を」を「除く」に「控除する」を「除く」に改め、同條(注三)中「除く」の下に「ことができ」を加え、同條(注四)中「第一号」を「前号」に改め、同條(注五)中「並びに金融商品取引法等に関する内閣府令」を「金融商品取引法等に関する内閣府令」を「並びに金融商品取引法等に関する内閣府令」に改め、「除く」の下に「ことができ」を加え、同條第三項中「の上欄」及び「の下欄」を削り、「指定格付」を「適格格付」に改め、同條(注二)中「第一條第五号」を「第一條第五十四号」に改め、同條(注三)中「連結財務諸表提出会社をいう。」又は外国におけるこれに相当するものを「連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。」に改め、同條(注五)中「上記取引先」を「取引先」に改める。

○農林水産省告示第六号
農林水産省告示第六号
商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省令第三号)第三十八條第十三項及び第九十九條第二項各号の規定に基き、平成二十二年農林水産省告示第三号(商品先物取引法施行規則第三十八條第十三項及び第九十九條第一項各号の規定に基き、商品先物取引業者の市場リスク相当額、

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。
附則
この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の 一部改正について

1. 制度の概要

有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）の設置者及び認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う者は、老人福祉法第14条の4及び第29条第6項の規定に基づき、前払金について返還義務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置を講じることとされているところである。

当該保全措置の具体的内容については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の13及び第20条の10の規定に基づき、厚生労働大臣が定めることとされており、下記の保全措置が告示されていたところである（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年厚生労働省告示第266号））。

- ① 銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ② 指定格付機関から特定格付が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ③ 返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険
- ④ 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額について、一時金等を支払った入居者を受益者とする信託契約（元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。）
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第33条により設立された法人との間の保全のための契約で①から④に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの

【参考】

- 保全措置の対象となる費用の内容（老人福祉法施行規則第1条の12及び第20条の9）
いかなる名称であるかを問わず、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として收受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となる（家賃6ヶ月分に相当する額を上限として敷金は対象外とする。）。
- 保全の範囲（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第1号イ及び第2号イ）
500万円か返還債務残高かいずれか低い方とする。

2. 改正の概要

金融庁の制度改正に伴い、平成22年12月31日付けで指定格付機関制度が廃止されたため、以下のように標記告示の一部改正を行った(②部分)。

- 指定格付機関制度は、事業者の属する業界の動向や、事業者の事業構造、財務構造等の特徴等をもとに、事業者が負う金銭債務についての総合的な債務履行能力を判断し、格付を付与するものである。
- 一方、適格格付機関制度は、自己資本比率規制(バーゼルⅡ)において、金融機関が自己資本比率算定に当たって利用することができるものであり、指定格付機関制度とは目的が異なるものであるが、指定格付機関制度と同様の観点から事業者に格付を付与するものである。
- このため、指定格付機関による格付と同様に適格格付機関による格付が付与されている一定の事業者については、前払金の返還債務に係る連帯保証を行うだけの健全性を有すると考えられる。
- よって、指定格付機関制度の廃止に伴い、その経過措置として、平成24年3月31日までの入居者については適格格付機関制度を利用し、親会社保証を継続することとする。
- 具体的には、適格格付機関により、親会社に対して、金融庁告示(※)の法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分4-1及び4-2に相当する格付が付与されたものを対象とする。

※ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成19年3月30日金融庁告示第28号)

- ただし、同措置の期間は平成24年3月31日までとし、その後は親会社保証制度を廃止し、銀行保証等の保全措置を行うものとする。

3. 適用期日

平成23年1月1日

平成 21 年 12 月 28 日
金融庁

指定格付機関の指定に係る金融庁告示の制定について

1. 制度の概要

指定格付機関制度は、金融商品取引法に基づく開示制度等において利用される格付機関を明らかにするためのものです。

指定格付機関の指定にあたっては、格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定することとされています（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号の 2）。

2. 「企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を指定する件」の制定について

金融庁においては、現在の告示（平成 20 年 12 月 24 日金融庁告示第 81 号）による指定格付機関の指定の有効期間が平成 21 年 12 月 31 日に終了することに伴い、上記 1. の各事項を勘案し、以下の 5 社を指定格付機関として指定することを内容とした告示を制定し、本日（平成 21 年 12 月 28 日）公表しました。

指定の有効期間については、前回と同様の 1 年間（平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで）とします。

3. 指定格付機関制度の廃止について

指定格付機関制度は、信用格付業者に対する規制（平成 21 年金融商品取引法等の一部改正）導入後に速やかに廃止し、信用格付業者の制度に統合していく予定です。

（参考） <指定格付機関>

- ① ㈱格付投資情報センター
- ② ㈱日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド

お問い合わせ先
金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3671、3814)